



令和3年6月

資産税の実務トピックス

- ・ 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点
- ・ 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

税理士法人タクトコンサルティング
税理士 杉山正義



今回のテーマ

1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

例えば、組織再編を活用した株価対策は多岐にわたりますが、評価通達にはそのような法人税の取り扱いを活用した手法を個別具体的に株価に反映させる規定が少ないこともあって（通達改正セクションに問題意識はあるでしょうが、同セクションに法人税の精通者はいないと思います）、**実務では、法人税の取り扱いを逆手に取った手法のようではあるが、評価通達6項（この通達の定めにより難しい場合の評価）を用いて否認することは決して容易ではないと思わせるような株価対策が散見されますし、同業者、金融機関等からもこの手の手法に関する問い合わせは多いです。**

小職は、否認され得る株価対策を理論的に解説する立場（学者）ではありませんが、個人的には、株価を下げるという目的以外にその合理性を見出すことの出来ない対策（品の無い株価対策）は、職業的専門家として慎まなければならないと思っています。そこで、本テーマでは、参考判例・文献やごく簡単なケーススタディを用いながら、その判断の着眼点について改めて考える機会としたいと思います。

2. 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

本件は、取引相場のない株式（外国子会社株式）の評価につき、その贈与税の算定基礎となった船舶の評価の妥当性が争点となった事件です。結果は納税者勝訴（全部取消）となりましたが（控訴されず確定）、各論では問題点が残っています。なお、本事件の原因となった自社株贈与は某金融機関のアドバイスに従い行われたようですが、小職は原告代理人弁護士と共に税務調査の立ち会いから関与し、本裁判では補佐人税理士として意見陳述も行いました。

本件の争いは特殊ですが、課税当局の発言内容や執行スタンス、裁判所の判断内容を紹介させていただくことは、資産税実務に携わる皆様にとっても有益と考えますので、本テーマでは、その内容について解説します。

テーマ 1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

【租税回避行為の否認のあり方を示す判例】

航空機リース事件（H16.10.28名古屋地裁）（納税者勝訴・高裁にて確定） 一部抜粋

国民が一定の経済的目的を達成しようとする場合、私法上は複数の手段、形式が考えられる場合があるが、私的自治の原則ないし契約自由の原則が存在する以上、当該国民は、どのような法的手段、法的形式を用いるかについて、選択の自由を有するといふべきである。このことは、他の法的手段、形式を選択すれば税負担を求められるのに、選択の結果、これを免れる場合であっても基本的には同様といふべきである。

もともと、特段の合理的理由がないのに、通常は用いられないことのない法的手段、形式を選択することによって、所期の経済的効果を達成しつつ、通常用いられる法律行為に対応する課税要件の充足を免れ、税負担を減少させあるいは排除する場合には、租税回避行為としてその有効性が問題となり得る・・・

しかしながら、このことは、動機、意図などの主観的事情によって、通常は用いられないことのない契約類型であるか否かを判断することを相当とするものではなく、まして、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを根拠に、直ちに通常は用いられないことのない契約類型と判断した上、税負担を伴うあるいは税負担が重い契約類型こそが当事者の真意であると認定することを許すものでもない。

なぜなら、現代社会における合理的経済人にとって、税負担を考慮することなく法的手段、形式を選択することこそ経済原則に反するものであり、何らかの意味で税負担を考慮するのがむしろ通常であると考えられ・・・

テーマ 1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

【税務大学校論叢96号（R1.6.28 税務大学校研究部教授 加藤浩）】

「今後の取引相場のない株式の評価のあり方」 一部要約抜粋

【類似業種比準方式の問題点】

- ・類似業種比準方式は、比準要素の数値を恣意的に引き下げるようなスキームが容易であるというデメリットもある。同方式は、適用ができないとされるケースが存在することも問題の一つである（課税時期前に合併等の組織再編があった時のことが想定されています）。
- ・類似業種比準価額の方が純資産価額より評価額が低く算出される傾向にあるため、評価会社をより大きな規模区分に該当するようにするスキームなどが考えられている。
- ・特定の評価会社に該当しないようにすることにより、純資産価額方式で評価することを回避する「特定の評価会社外し」もスキームの一つとされている。

【株式の評価方法の見直しの試み】

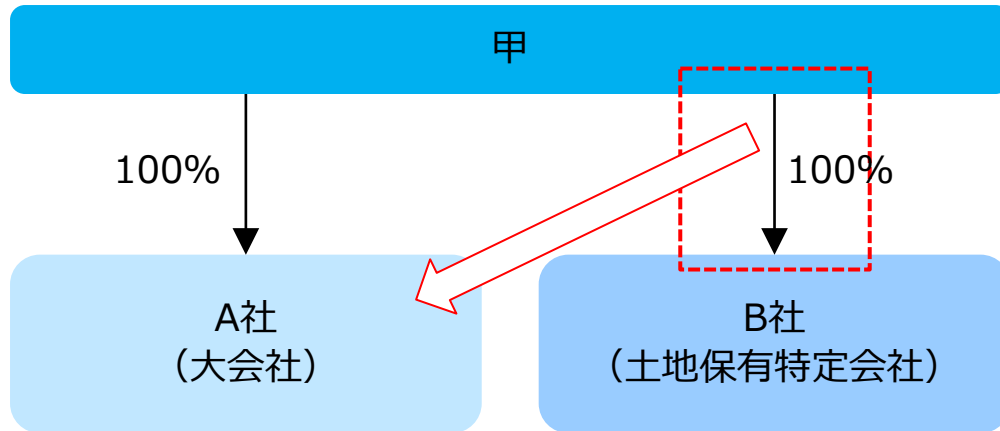
類似業種比準方式については、様々な問題が指摘されていることから、これに代わり、新たな評価方式（残余利益法）を導入することを検討する。・・・

（番外編：種類株式）

種類株式の活用等により議決権割合を引き下げるような相続税の負担軽減スキームに対応するため、議決権割合のみではなく、議決権割合と持株割合のいずれか高い方で判定することが考えられる。⇒ この考え方は「種類株式の評価について（情報）（H19.2.26）」が公表される前の評価通達逐条解説には掲載されていましたが、いつの間にか消去されました。思うに種類株式全体の評価のあり方を示さずして、場当たりの復活させることは困難だと思います。

テーマ 1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

【ケース 1】 A社B社間における適格（無対価）株式交換（法法二十二の十七イ）



【適格（無対価）株式交換】

- ・ A社が受け入れたB社株式の受入価額
⇒ B社株主だった甲（1名）の株式交換直前の帳簿価額（法令119①十イ）
⇒ Aの資本金等の額として加算（法令8①十）

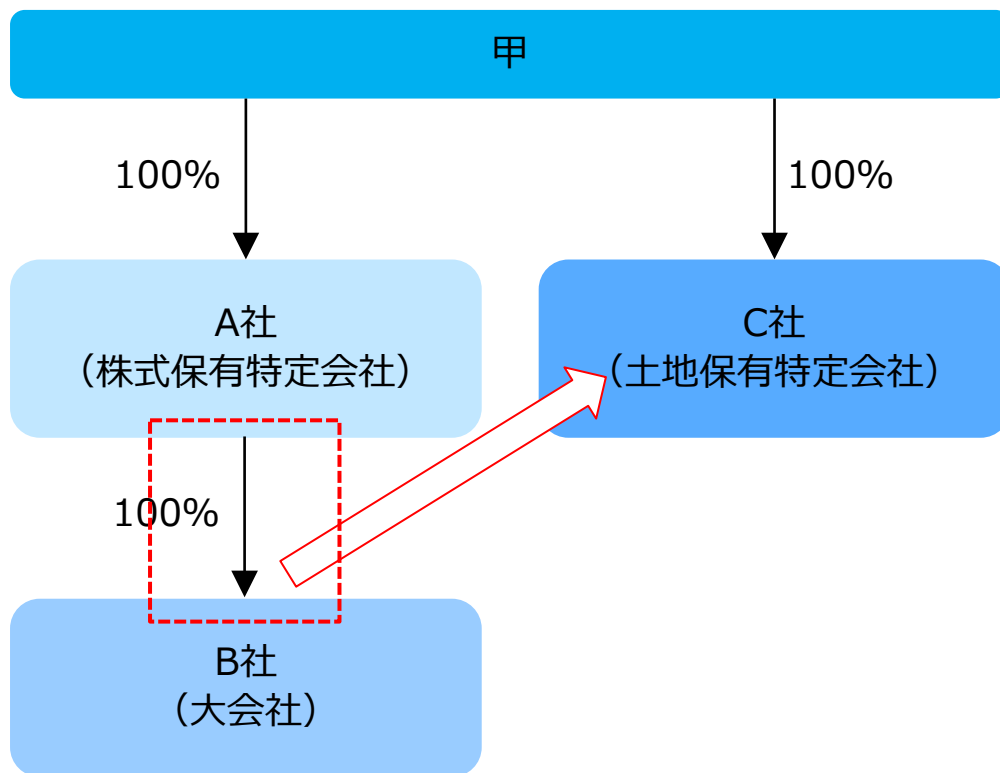
【A社株式の評価】

- ・ 類似業種比準価額：A社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）がB社株式の受入価額分上昇するだけ
- ・ 純資産価額：現物出資等受入差額（評通186-2(2)）が生じ得るが（必ず生じるか否かは議論がありますが本論点については今回は割愛します）、A社が大会社のままである限り（株式保有特定会社に該当しない限り）、事実上影響は無い。
- ・ その他：無対価交換なので類似業種比準価額の修正（評通184）が発動することもない。

※ 本件株式交換に株価対策以外の経済合理性は存在するのでしょうか？ 仮に本ケースが否認されるとすれば、その時期は何時なのでしょう（株式交換以外に何か実行するのでしょうか）？

テーマ 1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

【ケース 2】 A社C社間におけるB社株式の売買によるA社の株特はずし（その後ケース 1 と同様の手法を実施？）



【B社株式の売却】

- B社株式の売却額
⇒ 法人税時価（法通9-1-14）
- B社株式の売却益
⇒ 繰り延べ（法法61の13①②）
- 売却対価はC社に対する貸付金とした。

【A社株式の評価】

- B社株式の売却対価（貸付金）が流入し、A社の株式保有特定会社外しが成功した。

【C社株式の評価】

- B社株式を借入金で取得し、C社の土地保有特定会社外しが成功した。
- B株式の取得価額（法通9-1-14） > B社株式の類似業種比準価額のため、C社株式の純資産価額（評通185）がマイナスとなった。

※ 本件株式売買に株価対策以外の経済合理性は存在するのでしょうか？ 仮に本ケースが否認されるとすれば、その時期は何時なのでしょう？

※ 本件株式売買後、仮にA社C社間でC社を完全親会社、A社を完全子会社とする適格（無対価）株式交換を実行しても（前頁の論点）C社の純資産価額（評通185）がゼロのままであった場合、本ケースは否認され得る（通常では用いられない法形式を選択したものと認定され得る）のでしょうか？